

# 資料編



## 清須市男女共同参画プラン策定の経緯

実施日	内容
平成 20 年 1 月	<b>男女共同参画に関する市民アンケート調査実施</b> ○調査対象：市内在住の満 20 歳以上の男女（無作為） ○標本数：2,000 人 ○抽出方法：住民基本台帳・外国人登録から男女各 1,000 人を無作為抽出 ○調査方法：郵送法
平成 20 年 8 月 7 日	<b>第 1 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○計画策定スケジュールについて ○男女共同参画に関する市民アンケート調査結果について ○計画策定の趣旨・背景について
平成 20 年 12 月 17 日	<b>第 2 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○清須市男女共同参画プラン案について
平成 21 年 2 月 2 日 ～ 3 月 3 日	<b>パブリックコメントの実施</b> ○提出数：3 通 意見総数：5 件 ○提出方法：窓口提出 3 通 （新川地区 2 通 西枇杷島地区 1 通） ○意見の内訳 ・数値目標並びに女性の登用率について・・・1 件 ・これまでの市の活動状況について・・・1 件 ・プランのネーミングについて・・・1 件 ・学習や教育の場の設定について・・・1 件 ・アンケートの集計結果の男女比率について・・・1 件
平成 21 年 3 月 18 日	<b>第 3 回 男女共同参画プラン策定委員会</b> <b>【議事内容】</b> ○パブリックコメントの結果について ○清須市男女共同参画プラン案について

# 清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

---

## ○清須市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 13 日  
教育委員会告示第 7 号

(設置)

第 1 条 清須市における男女共同参画の実現に関する施策について、総合的かつ効果的に推進することを目的とした基本計画を策定するため、清須市男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 清須市男女共同参画計画(男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)第 14 条第 3 項に規定する市町村男女共同参画計画をいう。)を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 男女共同参画に関する重要事項を審議し、及び男女共同参画の推進に関する施策の実施を推進すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから清須市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をする

ことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 策定委員会に、委員長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、教育委員会が指名する職員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する職員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員長に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する職員のうちからその指名する職員がその職務を代理する。

6 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 清須市男女共同参画プラン策定委員会 委員名簿

---

役 職	委 員 名	備 考
委員長	藤 澤 修 一	清須市立清洲中学校長
副委員長	大 野 久 子	尾張えみの会
	原 田 晴 美	尾張えみの会副会長
	前 田 昭 江	清須市女性の会副会長
	佐 野 富美子	清須市女性の会副会長
	和 田 典 之	清須市社会教育委員長
	伊 東 隆 夫	清須市社会教育委員
	石 垣 雅 子	清須市社会教育委員

# 男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱



二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

#### 附則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 男女共同参画基本計画（第2次） 概要

## 第1部 基本的考え方

- 第1次基本計画期間中の取り組みを評価・総括し、新しい基本計画を策定。目指すべき社会の将来像にも留意。

### ■ 男女共同参画基本計画（第2次）の重点事項

- ① 2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における取り組みを促進する。その際、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）が2005年において80か国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性の登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める。
- ② チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ支援策を更に推進する。その際、女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。また、一旦家庭に入った女性が再チャレンジ（再就職、起業等）したい場合の支援策を充実する。さらに、育児等を理由に退職した者が再就職する場合に、正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の積極的な取り組みを促す。
- ③ 雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討の結果を踏まえ適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。
- ④ 男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。公務員については、常勤の国家公務員に育児・介護のための短時間勤務制度を導入する。  
また、短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について、検討を進める。
- ⑤ 新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災（災害復興を含む）、地域おこし、まちづくり、観光、環境）における男女共同参画を推進する。
- ⑥ 生涯を通じた健康の保持増進を図るにあたり、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。
- ⑦ 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。
- ⑧ 学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じることを通じて、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている2000年のミレニアム国連総会で合意された「ミレニアム開発目標」の実現に努める。
- ⑨ 社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進する。
- ⑩ 本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

## 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

---

## 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

〈目標〉

政策・方針決定過程への女性の参画の促進について国が率先して取り組みを進める。地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く呼びかけ、その取り組みを支援する。

## 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革

〈目標〉

男女の社会（家庭を含む。）における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が大きな課題となっている。少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、さまざまな社会制度・慣行の見直しが行われるなかで、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行う。

## 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

〈目標〉

雇用、起業等の分野において、女性が男性と均等な機会のもとで、一層活躍できる状況を実現し、安心して働き生活できるよう、施策を積極的に展開する。

## 4. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

〈目標〉

持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現に資するため、女性の社会参画及び経営参画の促進等、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

## 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

〈目標〉

仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女がともに職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備する。

## 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

〈目標〉

高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

## 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈目標〉

女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取り組みを総合的に推進する。

## 8. 生涯を通じた女性の健康支援

〈目標〉

女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

## 9. メディアにおける男女共同参画の推進

〈目標〉

メディアにおける人権の尊重を確保するため、メディア界における男女共同参画の推進を求め、人権に配慮した表現についてのメディアの自主的取り組みを促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

## 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

〈目標〉

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

## 11. 地域社会の「平等・開発・平和」への貢献

〈目標〉

国内において、男女共同参画社会の実現に向けた国際的な取り組みの成果や経験をいかすための具体的な行動に努める。また、国際的には、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国への協力等を通じ、地球社会の「平等・開発・平和」に積極的に貢献する。

## 12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進

〈目標〉

科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境の分野において男女共同参画を推進し、各分野の新たな発展を期待する。

## 第3部 計画の推進

---

### 1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

#### (1) 男女共同参画会議の機能発揮

- ・ 男女共同参画会議の機能発揮

男女共同参画会議がその機能を最大限に発揮するよう努める。

- ・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画基本計画に基づく施策について、効果的かつ的確に監視を行う。

- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響について、引き続き調査を行う。

#### (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

- ・ 施策の総合的推進、フォローアップ等

総合的見地から整合性のある諸施策を推進する。我が国の男女共同参画の現状、課題について常時把握し、施策への反映を図る。

- ・ 年次報告等の作成

男女共同参画社会の形成の状況等をあきらかにした文書を毎年作成し、国会に提出する。

- ・ 行政職員の研修機会等の充実
  - 男女共同参画に関する手引書等の作成・活用を図るとともに、研修機会や情報提供の充実を図る。
- ・ 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
  - 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議を機動的に開催する。
- ・ 男女共同参画推進本部担当部署の充実等
  - 各府省における男女共同参画推進本部担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、これら行政機関相互の緊密な連携を確保する。
- ・ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
  - 男女共同参画社会の形成に関する各種国際会議への出席などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取り組みやその成果について積極的に海外へ発信する。国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努める。
- ・ 苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用
  - 苦情の処理等については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図る。
- ・ 男女共同参画関連予算の取りまとめ
  - 各年度において、男女共同参画の推進に関連した予算額を取りまとめる。

## 2. 国の地方自治体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取り組みの強化

- ・ 地方公共団体との連携の強化
  - 地方公共団体に対して、都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定にあたって、情報提供を行う。取り分け、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。
  - 地方公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場合、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
  - 公私立の女性センター・男女共同参画センター等の拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。
- ・ NPO、NGOとの連携の強化
  - 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）など、NPO、NGO間相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを引き続き支援する。
- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成
  - 「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層でさまざまな取り組みが行われるよう気運醸成を図る。
  - 「男女共同参画週間」において、広報活動、顕彰、会議等を実施する。

## 3. 女性のチャレンジ支援

さまざまな分野における、女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用に

より、女性が活躍し、男性もゆとりある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手することができるよう、情報提供システムや人的ネットワークを構築する。



## 清須市男女共同参画プラン

清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課

〒452-0942

清須市清須弁天96番地1

TEL 052-409-6471

FAX 052-409-8882

URL <http://www.city.kiyosu.aichi.jp>

E-MAIL [shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp](mailto:shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp)